



病害虫発見事例とPRA(病害虫リスクアナリシス)の対応について

1. はじめに

植物検疫での様々な規制は、科学的根拠に基づいています。その根拠となるのがPRA(病害虫リスクアナリシス(Pest Risk Analysis))です。ある病害虫が日本に侵入した場合の経済的影響や定着・まん延の可能性を調査しリスク分析を行い、その結果に基づき検疫措置が決定されます。

この記事では、輸入検査で病害虫が発見された事例をもとにPRAを行い、その結果が規制に反映された実例をご紹介します。

2. 中国産Euphorbia属苗から発見されたネコブセンチュウ

令和5年8月、中国産Euphorbia属苗に使用されていた台木(Euphorbia trigona)から、輸入に際して輸出国での栽培地検査が必要とされているネコブセンチュウのMeloidogyne enterolobiiが検出されました。

この事例を受けて、Meloidogyne enterolobiiの寄生性に関する文献調査を行い、これまで栽培地検査の対象植物としていなかったEuphorbia属の一部の種にも、このセンチュウが寄生するとの情報を得ました。

輸入検査での検出事例及び文献調査の結果から、これらの植物を介した侵入のおそれがあると判断してPRAを行い、その結果を根拠とした植物防疫法施行規則(以下「省令」という。)改正により令和6年6月18日付けでMeloidogyne enterolobiiの対象植物にEuphorbia属3種が追加されました。

省令改正後、これらの植物の地下部(栽培の用に供し得るもの)を輸入する際には、輸出国での栽培地検査が必要となりました。



Meloidogyne enterolobii が寄生して形成された根こぶ(ゴール)

3. マレーシア産セイヨウカボチャ種子から検出されたスイカ果実汚斑細菌病菌

令和6年5月、マレーシア産セイヨウカボチャ種子の輸入検査でスイカ果実汚斑細菌病菌(Acidovorax citrulli)が検出されました。

このことから、スイカ果実汚斑細菌病菌の侵入のおそれがあると判断してPRAを行い、その結果を根拠とした省令改正により令和7年12月23日付けでスイカ果実汚斑細菌病菌の発生源にマレーシアが追加されました。

省令改正後、マレーシア産の宿主植物(スイカ、セイヨウカボチャなどのウリ科植物及びその種子であって栽培の用に供するもの)を輸入する際にはマレーシア国内で栽培地検査又は遺伝子診断法による検査を受け、スイカ果実汚斑細菌病菌の付着がないことを確認したもののみが輸入されることとなりました。



スイカ果実汚斑細菌病

4. さいごに

植物検疫での規制を行う背景には、侵入病害虫の被害から国内農業を守るという重大な目的があります。円滑な物流を維持しつつ、日本の農業保護と両立させるため、関係者の皆様には引き続き適切な輸入手続きと病害虫管理へのご協力をお願いします。



不用な船(機)用品(ギャベージ)の処理にかかる実地審査について

1. はじめに

植物防疫所では、海外からの病害虫の侵入を防ぐため、輸入されるさまざまな植物の検疫を行っています。

海外を行き来する船舶や飛行機内で航行中に生じる不用品は「ギャベージ」と呼ばれ、到着地で降ろされます。ギャベージには空容器などのゴミのほか、乗客に提供された果物や野菜の残渣なども含まれていることから植物検疫の対象になります。また、含まれている植物などが日本で輸入を禁止している品目の可能性があるため、廃棄処理されるまでの間、適切に管理される必要があります。そのため、ギャベージの処理を行う航空会社やハンドリング会社(以下「処理実施者」という。)は、植物防疫所に「ギャベージ取扱届」を提出し、植物防疫官はギャベージの処理、保管、分散防止などが的確に実施されているか実地審査を行っています。

ギャベージ取扱届の有効期間は3年のため、3年に一度、実地審査を行います。

昨年12月、名古屋植物防疫所中部空港支所で実地審査を行いましたので紹介します。

2. ギャベージ取扱届の審査内容

(1) 廃棄処理の方法

ギャベージは原則として焼却処理することになっています。焼却以外の方法で処理する場合は、焼却と同等の効果があると認められる方法で、かつ、植物検疫上の安全性において支障がないと認められる場合に限られます。

(2) 処理施設の条件

処理施設は、①廃棄処理までギャベージを一時保管する施設、②ギャベージと再使用される食器などを選別する施設、③ギャベージを廃棄処理する施設をいいます。

これらは原則としてギャベージが降ろされる海空港の所定域内にあり、ギャベージが散逸しない方法で処理できる施設である必要があります。

(3) 処理施設への輸送方法

散逸防止のため有蓋車、密閉容器(ビニール袋を含む)を使用する必要があります。



有蓋車

3. 実地審査

中部国際空港において、ギャベージは処理実施者により航空機から降ろされた後、一時保管施設又は選別施設まで輸送されます。更に中部空港島内のリサイクルセンターに集められ、最終的に飛行場域外にある焼却施設の知多南部広域環境センターまで輸送し焼却されます。

実地審査では、前述の審査内容に基づき、分散防止が図られ、確実に処理されるか、実際に施設や輸送機器を見て確認しました。また、輸送中の事故発生を想定し、輸送経路や事故発生時の連絡体制も確認しました。その結果、処理方法、保管、分散防止措置は適切で問題ありませんでした。



選別施設(写真は処理実施者提供)

4. さいごに

ギャベージの廃棄処理工程の実地審査は植物検疫において病害虫の侵入を水際で防ぐための重要な業務の一つです。

処理実施者の皆様には今後も植物検疫にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



リニューアルした福岡空港国際線ターミナル

福岡空港は、開設80周年となる令和7年に大幅な増改築工事を完了しました。

平成11年に供用が開始された福岡空港国際線ターミナルは、当初年間約230万人だった旅客数も平成30年には680万人に達し、出発・到着機能などの不足、施設の狭さが課題となっていました。

令和4年5月、福岡空港の運営・管理を行う福岡国際空港株式会社は国際線年間旅客数1,600万人を目標に掲げ、増改築工事に着手しました。

令和5年12月には国際線のボーディングブリッジが6基から12基に増設され、航空機とのアクセスの改善により旅客の利便性が大幅に向上することとなりました。

令和6年10月には羽田空港に次いで国内で2番目に高い90.9m(上部レーダードーム高を除く)の新管制塔が完成しました。

令和7年3月には既設の2,800mの滑走路の西側に2,500mの新滑走路が増設されました。かつて滑走路1本の空港としては、国内で最も旅客数・発着回数が多く、遅延や混雑などの課題を抱えていましたが、この新滑走路の整備により、航空機発着の処理能力が向上することとなりました。

また、同月に延床面積が従来の約2倍となる136,000㎡に拡張した国際線ターミナルビルがグランドオープンとなり、11月には、税関検査場内の手荷物受取所のターンテーブルが、4基から8基に増設されました。

これに先立ち、動植検カウンターも新たに北側(メイン)と南側(サブ)の2カ所に増設され、運用を開始しました。現在、北側カウンター付近のターンテーブルには、中国及びタイ・ベトナムなど東南アジア便が、南側

カウンター付近には、韓国及び台湾便などが多く割り当てられるなど利便性も向上しており、動物検疫所の家畜防疫官と連携を取りながら、違反品所持のリスクを鑑みつつ、動植物検疫探知犬による探知活動、職員による巡回などにより旅客への携帯品検査を実施しています。

門司植物防疫所福岡支所福岡空港担当に配置されている植物防疫官は、輸入される貨物の検査と携帯品の検査の両方を交代制により担当することとしていますが、増加する旅客に対応するため、携帯品検査をより強化する体制を整え、水際の検疫に当たっています。



北側(メイン)カウンター



南側(サブ)カウンター



名古屋広報強化チーム「なごやかぶれす」の発足について

植物防疫所は植物検疫制度の周知のため、さまざまな機会を活用して広報活動を実施しています。この広報活動をより活性化するため、令和7年5月、名古屋植物防疫所で広報強化チーム「なごやかぶれす」を立ち上げました。

このチームは「若手の柔軟な発想によって新しい広報のアイデアが集まる」、「若手の活躍の場を増やしたい」という考えから若手職員を中心に、現在は8名で活動しています。

今年度発足したばかりのチームなので、手探りではありますが、広報活動を盛り上げるために新しいことに挑戦しています。

名古屋広報強化チーム「なごやかぶれす」の活動について紹介します。



第1回ミーティング

1.活動内容について

「なごやかぶれす」が実施している「新しい広報」では、「誰に向けた広報なのか」を意識して、活動しています。

(1) SNS等を活用した広報

国内外の幅広い世代、外国人を対象にSNS (Facebook、X、Instagram) やYouTube (BUZZ MAFF) を用いて広報を行っています。名古屋BUZZ MAFFチームとも連携し、今年度は11本の動画を作成して公開しました。また、海外からの旅行者を対象に、省公式Facebook (英語版) にて植物検疫の制度周知の投稿を行いました。

(2) 広報効果検証の取組み

空港やイベントで実施しているポケットティッシュ配布について、その広報効果を検証する取組を行っています。配布するポケットティッシュに、二次元バーコード付きチラシを折り込み、その閲覧数をカウントすることで、広報効果の検証を行っています。

(3) 植物防疫所職員に向けた内部広報

職員を対象にしたセミナーの開催や所内広報誌「なごやかぶれす」を作成しました。また、大臣官房秘書課主催の「愛される働き方プロジェクト」にチームで参加しています。「なごやかぶれす」の思いや活動を知ってもらい、植物防疫所職員が一体となって広報に取り組む雰囲気を作るために活動しています。

これらの広報はメンバー内で担当を分担し、それぞれが連携することで、さらに高い効果を得ることが期待されます。メンバー同士で頻りに意見交換を行い、広報活動をチーム全体で盛り上げています。



第6回ミーティング

2.さいごに

現在、「なごやかぶれす」はなごやかな雰囲気でも活発な広報活動ができていますが、活動する職員が増えるほど広報の幅が広がると考えています。現在のメンバーは名古屋植物防疫所の職員8名ですが、今後は多くの職員を巻き込み、植物防疫所全体で広報活動を盛り上げて行く予定です。

これからも植物検疫について多くの方々に知ってもらうために、活動を続けていきますので、よろしくお願いいたします。



北部九州及び下関における国際フェリー航路による人の往来と植物検疫

九州は韓国や中国との地理的距離が比較的近く、北部九州や下関地区には古くから国際定期航路が就航しています。1900年代初頭には中国の大連港—門司港—神戸港—大阪港をつなぐ大連航路があり、また韓国の釜山—下関間には関釜連絡船が就航していました。現在門司港には国際フェリー航路はありませんが、今も大連航路上屋という昭和4(1929)年竣工の待合室兼旅具検査場が改修され、海事資料展示やイベントホールとして利用されています。



旧大連航路上屋

下関港

下関港には明治38(1905)年から関釜連絡船が就航していましたが戦後に中断、その後関釜フェリーとして昭和45(1970)年から就航しており、現在も毎日午前7時45分に日本船籍と韓国船籍のフェリーが交互に入港しています。フェリーには「ポツリさん」と呼ばれる行商人の乗客が乗船しており、韓国のりやラーメン、雑貨のほか、エゴマの葉、サンチュ(チシャ)、トウガラシ、エホバク(カボチャ)など韓国料理でよく使われる食材などを輸入しています。これらの植物類は韓国で検査証明書を取得し、到着後は植物検疫カウンターに検査証明書と荷物を持参して検査を受けています。このほか自転車を持参したり、乗用車、大型バイクなどを運搬する乗客がいることから、植物防疫官は輸入を禁止している土壌がタイヤに付いてないか注意しながら対応しています。令和6年のフェリーによる入国者は7万人以上でした。

博多港

博多港には平成2年に釜山—博多間のフェリーが就航し、現在は午前7時30分に入港しています。1隻で往復していることから博多港から午後12時30分に釜山へと出港します。

令和6年の博多港におけるフェリーと高速艇(令和6年12月に撤退)による入国者は約13万人で、下関港と同様に多くの荷物をかかえた乗客が食材など植物類を持参し、検査を受けて輸入しています。

対馬(厳原港、比田勝港)

対馬では平成12年に釜山—厳原間が定期航路となり、令和6年には厳原港と比田勝港を併せて17万人を超えるフェリー(高速艇)による入国者がありました。釜山から日本の離島への便になるため日本人の乗客は1%程度なのが特徴です。入国者は対馬でハイキングやサイクリングなどで自然を楽しんだり、買い物や釣りをしているそうです。釜山から比田勝へは50kmほどで、天気の良いれば肉眼でも対岸を見ることができます。比田勝港へは毎日運航便があり(令和7年12月時点)、所要時間は1時間30分ほどのため、近くて安価な料金で日本旅行ができるとのこと。季節によってはサイクルウェアなどの服装でヘルメットを持ち、自転車を押しながら税関ブースを通過する乗客を見ることがあります。



さいごに

韓国からのリンゴやナシ、ビワなどは輸入禁止品であり、苗木や種子などの種苗類、切花、野菜、果物、豆、米などには検査証明書の添付が必要です。病害虫の侵入やまん延を防止するために、植物検疫へのご理解とご協力をお願いします。



横浜港・川崎港に輸入される植物

横浜港・川崎港には100か国以上から多様な植物が輸入されており、輸入量や品目には季節性や国別の偏りが見られます。

令和6年に横浜港・川崎港で輸入検査した植物は、38,332件でした。以下、植物ごとに紹介していきます。

●栽植用苗・球根・種子

苗類は主にタイ産ラン苗が輸入され、苗類全体の約72%です。

球根類は、ほぼ全てユリ類球根であり、春先に北半球のオランダ産及びフランス産が、秋口に南半球のニュージーランド産及びチリ産が多く輸入されています。ユリ類球根はオランダ産が約78%です。

種子はイタリアンライグラスなどの飼料・緑肥作物種子が全体の約54%となっており、このうち米国産が約55%と最も多く輸入されています。また、チリ産ネギなどの野菜種子も輸入されています。

●切花

カーネーション切花が最も多く、コロンビア産及びエクアドル産で切花全体の約77%となっており、イベント需要(お彼岸、バレンタイン、母の日、クリスマス)に合わせた輸入量の変動が見られます。また、中国産キク切花、グアテマラ産及びメキシコ産ルモーラ(レザーファーン)切葉が輸入されています。

●生果実・野菜

生果実はバナナ(通常店頭で陳列されているキャベディッシュ種)が果実類全体の約55%となっています。在来船で輸入されるフィリピン産が約54%と最も多く、エクアドル産及びメキシコ産も輸入されています。その他フィリピン産パイナップル、メキシコ産アボカド、オーストラリア産オレンジ及びレモン、米国産レモン、チリ産ブドウ、ニュージーランド産キウイフルーツ、南アメリカ産グレープフルーツなどが輸入されています。

野菜はタマネギが最も多く、野菜類全体の約20%

であり、このうち、86%が中国産となっています。また、メキシコ産カボチャが野菜類全体の約11%輸入されています。生果実・野菜の輸入量は5月が最も多くなっています。

●こく類・まめ類・コーヒー豆などの嗜好香辛料

こく類はムギ類が約85%を占め、ムギ類のほとんどがカナダ、米国及びオーストラリアの3か国からの輸入となっています。

まめ類は大豆が最も多く、まめ類全体の約92%で大豆の約98%が米国、ブラジル及びカナダの3か国からの輸入となっています。

嗜好香辛料はコーヒー豆が約76%と最も多く、中南米、東南アジア及びアフリカ諸国から幅広く輸入されています。

●油料・肥飼料、その他加工などの乾燥植物

カナダ産及びオーストラリア産ナタネ、インドネシア産バイオマス燃料用植物が在来船で輸入されています。また、中国産いねわら、オーストラリア産エンバク乾牧草、アフリカ諸国及び中国産ゴマ、ラトビア、スリランカ、カナダ及びオランダ産ピートモスなどの園芸用品が輸入されています。



米国産レモンの検査風景

植物防疫所紹介 神戸植物防疫所坂出支所(香川県)

坂出支所は瀬戸大橋四国側のためとにある坂出市にあり、管下の3出張所(小松島、松山、高知)とともに四国全域を管轄しています。

昭和29~30(1954~55)年、坂出港ほか4港で穀類や木材が輸入可能となり、神戸、広島から出張して検査が行われていましたが、昭和32(1957)年に四国初の植物防疫所として坂出出張所が開設、支所昇格を経て、昭和48(1973)年、組織再編に伴い四国全域を管轄することとなり、一時管下に8出張所を有していました。

社会情勢の変化に伴い、穀類や木材の輸入は減少しましたが、近年バイオマス燃料の輸入が急増しています。また、平成4年、高松空港に国際定期便(韓国、週3便)が就航し、現在、韓国、中国、香港、台湾からの週36便に対応するなど、輸入検査の様相は変化しています。

また、欧米諸国などの盆栽人気により、松盆栽の主産地である高松市においては、昭和59(1984)年から欧州

向け五葉松盆栽の条件付き輸出のために栽培地検査を開始しました。その後、令和2年には黒松が輸出可能となったことから、栽培地検査は増加傾向にあります。

時代とともに主要業務が変遷しつつも、坂出支所は四国の農林業の支えとなっています。



瀬戸大橋(坂出市番の州緑町から)

注目情報

植物防疫所のホームページ (<https://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検査に関する最新情報を提供しています。

令和8年3月10日現在

【法令改正関係情報】

- 「植物検査制度の見直し」を更新しました。(令和8年3月3日)
- 令和7年6月23日に一部改正された「植物防疫法施行規則」、「輸出国における検査措置を必要とする植物に係る輸入検査実施要領」及び「輸入禁止品に関する農林水産大臣の許可手続実施要綱」が施行されました。(令和7年12月23日)

【輸入植物検査関係情報】

- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応について を更新しました。(令和8年2月6日)
- アラブ首長国連邦におけるウリミバエの発生情報に基づく輸入検査措置の実施について(令和8年1月27日更新)
- チリ共和国Valparaíso州San Felipe de Aconcagua郡及びLos Andes郡、O'Higgins州Cachapoal郡及びColchagua郡においてチチュウカイミバエが根絶されたため、検査規制地域が一部解除されました。(令和8年1月19日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和8年1月7日)
- チリ共和国Valparaíso州Valparaíso郡及びMarga Marga郡においてチチュウカイミバエが根絶されたため、検査規制地域が一部解除されました。(令和7年12月26日)
- 携帯品検査でポメティア・ピンナタ生果実からミカンコミバエ種群が発見された事例に伴う輸入検査措置について(令和7年12月22日)

【輸出植物検査関係情報】

- 「オーストラリア向け日本産メロン生果実の輸出に係る植物検査条件の概要」を掲載しました。(令和8年2月10日)
- 「輸出条件詳細情報」における「二国間協議により検査条件が定められている品目」、「検査条件一覧表(早見表)(貨物)」、オーストラリアの「品目別検査条件一覧表(貨物)」及び「各国の輸入規制等詳細情報」における「オーストラリア」の情報を更新しました。(令和8年2月10日)
- 令和7年度盆栽等の輸出検査に係る説明会の開催について(令和8年2月2日)
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における欧州連合(EU)の情報を更新しました。(令和8年1月23日)
- 「各国の輸入規制等詳細情報」におけるトルコの情報を更新しました。(令和8年1月9日)

【国内植物検査関係情報】

- 情報誌「植物防疫所 病害虫情報No.140」を掲載しました(令和8年1月21日)

【その他のお知らせ】

- 伏木富山支所及び小松空港出張所に輸出検査予約システムが導入されます。(令和8年3月3日)
- 四日市港輸入検査予約システム(iP-Quick)が導入されます。(令和8年3月3日)